公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６２４号

宮城県黒川郡大衡村大衡字大童36番地１、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番１号

債務者　佐々木久美子

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６３３号

仙台市若林区若林１丁目４番43号　アメニティイズミ202

債務者　安島太志郎

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９７号

仙台市泉区南光台２丁目15番１号　今野ビルⅡ202

債務者　大友美由紀

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号

千葉県鴨川市江見内遠野226番地　内遠野団地８号

債務者　松本さつき（旧姓石井）

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第４３号

千葉県鴨川市江見内遠野226番地　内遠野団地８号

債務者　松本　圭司

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第３１９号

山梨県韮崎市大草町若尾673番地９

債務者　上田　章子

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時45分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号

長野県須坂市墨坂南４丁目７番４―303号

債務者　伊藤　妙子

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号

長野県須坂市墨坂４丁目７番14号　クリスタルハイツ墨坂306

債務者　芳賀　達也

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号

滋賀県東近江市今町134番地、前住所滋賀県東近江市躰光寺町1562番地４　プレクール202号室

債務者　上林由香里

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２８８号

兵庫県加古川市加古川町寺家町５番地の10マンションせき５号、申立時の住所兵庫県加古川市加古川町西河原６番地の10

債務者　黒崎百合子

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３６号

愛媛県西条市神拝甲331番地５　マルイカトレア103号、従前の住所兵庫県姫路市苫編南２丁目18番地２

債務者　高原　美保

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７号

和歌山県新宮市三輪崎３丁目６番４号

債務者　伊藤　　純

1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第７３３号

広島市安佐北区亀崎２丁目９番26号

債務者　行旨　美穂

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号

福岡県飯塚市八木山1508番地２

債務者　高橋知惠子

1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１５９号

佐賀県伊万里市瀬戸町2313番地219

債務者　鬼塚　佳美

1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３８９号

鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番78―12号

債務者　畑山　政重

1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係